

## 尾張旭市教育委員会（3月）定例会次第

日時 令和4年3月23日（水）

午後2時

場所 市役所3階 講堂（2）

1 開会のあいさつ

2 前回会議録の承認について

3 報告

別紙のとおり

4 付議事件

- (1) 第6号議案 尾張旭市スポーツ推進委員の委嘱について
- (2) 第7号議案 尾張旭市学校運営協議会規則の制定について
- (3) 第8号議案 尾張旭市立小中学校管理規則の一部改正について
- (4) 第9号議案 尾張旭市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

5 その他

6 閉会のあいさつ

### 次回定例会

日時 令和4年4月20日（水）午後2時

場所 市役所3階 講堂（2）



令和4年3月 報告事項

I 愛日地方教育事務協議会（令和4年3月8日（月）於：小牧市役所）

1 開会のことば

2 あいさつ

3 協議事項

- (1) 議事録署名人の選任
- (2) 令和4～5年度事務協研究委嘱校（案）について  
学習指導 瀬戸市立にじの丘中学校  
※令和3年度～4年度 学習指導 日進市立竹の山小学校
- (3) 令和4年度学校訪問について（案）  
※新型コロナ感染症対策をふまえた実施とする。
- (4) その他

4 報告・連絡事項

- (1) 学校教育推進委員会
- (2) 令和4年度辞令・発令通知書の伝達・交付式について
- (3) その他

5 その他

- (1) 教育事務所からの連絡依頼事項
- (2) その他

6 閉会のことば



尾張旭市教育委員会

(令和4年2月)

定例会会議録

尾張旭市教育委員会

## 尾張旭市教育委員会（2月）定例会会議録

1 日 時 令和4年2月16日（水）午後2時00分

2 場 所 市役所3階 講堂（2）

3 出席者 教育長 河村 晋  
委員 山本 真依子  
委員 伊藤 智成  
委員 松尾 功

4 欠席者 委員 堀 祐子

5 出席職員 教育部長 三浦 明  
教育政策課長 田島 祥三  
学校給食センター所長 松原 友雄  
生涯学習課長 坂田 みどり  
図書館長 三浦 明美  
文化スポーツ課長 加藤 剛  
指導主事 寺田 泰次郎  
学校教育課長補佐 大和 弘明  
教育政策課係長 中川 暢顕  
教育政策課副主幹 稲生 さより

6 傍聴者 なし

7 会議に付した事件

- (1) 第3号議案 令和4年度尾張旭市教職員定期人事異動に関する内申について
- (2) 第4号議案 令和3年度一般会計補正予算（3月（11号））に関する意見の申出について
- (3) 第5号議案 令和3年度一般会計補正予算（3月（12号））に関する意見の申出について

	開　会　　午後2時00分
教　育　長	<p>本日の出席者は4名です。定足数に達しておりますので、ただいまから2月定例教育委員会を開催します。なお堀委員より欠席届が出ております。</p> <p>さて、今年度も残すところ2か月を切り、事務局内におきましても今年度の総括、そして来年度に向け準備をしているところだと思います。</p> <p>市におきましても、令和4年度の予算が公表されました。教育委員会として関連のある重要施策も多く、これに関しましては後ほど事務局より説明をお願いします。</p> <p>一方、新型コロナに関しましては、まん延防止等重点措置が延長され、しばらくの間は感染拡大防止施策が続いていきます。市内では多くの感染者が報告され、児童生徒の感染報告も多くなっています。この間、学級・学年閉鎖、臨時休業の措置を講じてきていますが、なかなか収まる傾向にない状況です。多くの人が集まり活動をする教育活動や、文化・スポーツ施策は、その対策のために活動の自粛・縮小などが余儀なくされていますが、これまでにない感染者数の報告も第6波では続いています。いつ感染しても不思議ではない状況ですが、気の緩みが休校や活動の停止に繋がっていきます。一人一人が感染防止対策に心がけていただくようにお願いします。</p> <p>それでは次第の2「前回会議録の承認について」に入ります。各委員は、1月定例会会議録について、訂正等がありましたらお願ひします。</p> <p>(無しの声)</p> <p>無いようですので、1月定例会会議録は原案どおり承認します。会議録承認の署名を行う委員は伊藤委員を指名しますので、後ほどお願ひします。</p> <p>次に、次第の3報告に入ります。事務局から報告をお願いします。</p>
教　育　部　長	(資料に基づき説明)

	・2月校長会議等について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
伊 藤 委 員	1の2月校長会議の(2)教育部長の報告のうち「トンガ王国への支援について」ですが、具体的に教えていただきたいです。
教 育 部 長	市役所ロビーでは、支援金の受付、募金箱の設置を行い、市役所ロビー及びホームページにて応援メッセージの募集を行っています。渋川小学校では募金活動を行い市長へ報告をしています。
教 育 長	他にご意見・ご質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
教育政策課長	(資料に基づき説明)
	・後援・推薦行事について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
文化スポーツ課長	(資料に基づき説明)
	・オリジナル尾張旭ふるさとカルタを作ろう! 実施結果について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	実施結果の報告の中で、金賞を受賞された作品の紹介がありましたが、読み札と絵札は、セットで募集されたのでしょうか。
文化スポーツ課長	絵札は、読み札とセットで募集して、読み札は読み札のみの応募でも可としました。
教 育 長	金賞を受賞された絵札も読み札もセットの応募だったのでしょうか。
文化スポーツ課長	いずれの金賞受賞作品も、セットで応募でしたが、報告資料で絵札は、絵札のみですと内容がわからないため、参考として読み札も記載しました。
教 育 長	他にご意見・ご質問はございませんか。
	(無しの声)

	無いようですので、次の報告をお願いします。
教育部長	(資料に基づき説明)
	・令和4年度教育委員会当初予算案(変更)について
教育長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
伊藤委員	全課3の23-0303地域学校協働活動推進事業ですが、300万円減額されたのは、市内中西部での新規実施を中止したということでしょうか。
教育政策課長	新規で中西部での実施で予算要求しましたが、予算の優先度に基づき減額しました。
伊藤委員	令和5年度には、新規に要求されますか。
教育政策課長	必要な事業と考えておりますので、令和5年度にも、予算要求していきたいと考えております。
伊藤委員	地域に偏りなく学習支援事業を実施して欲しいので、要求して欲しいです。
	同ページの24-0302公民館維持管理事業ですが、具体的に教えていただきたいです。
教育政策課長	中央公民館旧配膳室を利用していた事業者の撤退に伴い、多目的室として活用したいと考えていますが予算の優先度に基づき減額しました。隣には適応指導教室つくしんぼ、教育研究室があり、学習支援の場として活用したいため、来年度以降予算要求していきたいと考えております。
伊藤委員	全課4の21-0201学校体育・部活動推進事業ですが、どのような方を外部講師として呼ぶのですか。
指導主事	小学校9校に、金管バンドの指導を行うことができる音楽のスタッフを配置する予定です。
伊藤委員	全課5の22-0401教職員研修・研究推進事業ですが、令和3年度に比べ予算が減っているのはなぜですか。
指導主事	令和3年度は、中学校の教科書の改訂に伴い、必要な書籍を購入した分が増額されましたが、令和4年度は減っています。

伊 藤 委 員	全課 6 の 22-0502、0503 の情報化教育環境整備事業ですが、これから必要になる分野の予算であるため減額しない方が良いと考えますが、いかがでしょうか。
学校教育課長補佐	児童生徒に必要な情報機器等の費用を確保した上で、事務用パソコンの保守契約の内容を見直し、予算額を精査したものとなります。
伊 藤 委 員	全課 7 の 23-0402、0403 の就学援助事業ですが、この金額で困窮世帯に充分な額か、実際の対象者はどのくらいか教えていただけたいです。
学校教育課長補佐	就学援助は、収入や家族構成などの基準が定められており、基準を下回った場合就学援助が支給されます。
教育政策課長	本市の場合おおよそ 1 割の方が利用しています。支給の内容としては、給食費、修学旅行費、教材費等があります。
教 育 長	年金免除の方や生活保護の水準の方が対象で、これは、国が示す基準と同様な方が対象となります。支給金額の大きいものとしましては、給食費実費分で、その他入学準備に充てていただく費用を就学前の段階で支給しています。対象者は毎年度増減がありますので、予算が不足する場合には、補正で対応して支給しています。
教 育 長	他にご意見・ご質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、報告については終了いたします。
	次に次第の 4 付議事件に入ります。
	「第 3 号議案 令和 4 年度尾張旭市教職員定期人事異動に関する内申について」審議します。本議案は人事案件になりますので、尾張旭市教育委員会会議規則第 7 条の 2、ただし書きの規定により、会議を非公開とする旨をお諮りしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(無しの声)
	それでは、「第 3 号議案 令和 4 年度尾張旭市教職員定期人事異動に関する内申について」は、会議を非公開とし、次第の 5、その他の後に

	秘密会として審議します。
	次に「第4号議案 令和3年度一般会計補正予算（3月（11号））に関する意見の申出について」審議します。
教育部長	(資料に基づき説明) ・第4号議案 令和3年度一般会計補正予算（3月（11号））に関する意見の申出について
教育長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。 (無しの声) 無いようですので、「第4号議案 令和3年度一般会計補正予算（3月（11号））に関する意見の申出について」は原案どおり可決してよろしいですか。 (全員異議なく原案どおり可決)
	次に「第5号議案 令和3年度一般会計補正予算（3月（12号））に関する意見の申出について」審議します。
教育部長	(資料に基づき説明) ・第5号議案 令和3年度一般会計補正予算（3月（12号））に関する意見の申出について
教育長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。 (無しの声) 無いようですので、「第5号議案 令和3年度一般会計補正予算（3月（12号））に関する意見の申出について」は原案どおり可決してよろしいですか。 (全員異議なく原案どおり可決)
教育長	次に、次第の5、その他に入ります。事務局から説明をお願いいたします。
教育政策課長	(次回定例会日程について説明)



3月定例教育委員会報告

3月定例教育委員会の報告事項について

前定例会から本定例会に至るまでの教育委員会の所掌事務について、裏面のとおり報告する。

令和4年3月23日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

## 報告事項一覧

機 開 等	件 名
教 育 部 長	1 3月議会について
管 理 指 導 主 事	1 3月校長会議等について（資料当日配布）
教 育 政 策 課	1 後援・推薦行事について
学 校 教 育 課	1 特色ある学校づくりについて 2 令和3年度尾張旭市教育支援委員会の結果について 3 令和3年度「いじめ実態調査」の調査結果について 4 令和3年度尾張旭市教育論文審査結果について 5 区域外就学・指定学校変更の許可基準の一部改正について
学校給食センター	1 令和3年度第2回尾張旭市学校給食運営委員会書面決議の結果について
生 涯 学 習 課	
図 書 館	
文 化 ス ポ ーツ 課	1 令和3年度尾張旭市文化財保護審議会の実施結果について
全 課	1 令和4年4月1日付け尾張旭市教育委員会事務局職員の人事異動について（資料当日配布）



## 【教育長答弁】

この2年間の間、新型コロナウイルス感染症により学校は感染症拡大防止と教育の継続といった視点で対応を迫られてきました。全国一斉の臨時休業に始まり、授業時間の確保、子どもたちの健康と様々な措置を講じてまいりました。

こうした状況で、学校教育というものの大切さを改めて知ることになったと思います。

しかし、全てが思うようにならない社会でも、教育の継続のため前倒しとなつたG I G Aスクール構想の実施で一人一台のタブレットは全国で急速に整備され、これによりこれまで世界的に遅れがちな学校教育でのICTは大きく前進する結果となったことは、プラスの側面であったと感じています。また、感染防止対策を講じていく中で、空調設備の促進やトイレ改修などについても積極的に整備していくこととなつたことも同様に感じております。

先行き不透明な時代にあるべき学校教育の姿は、あらゆる変化にも対応できるよう、全ての子どもたちの可能性を引き出せる教育が学校現場で実施できるよう進めていきたいと考えております。

## (2) コロナ禍と大人の生涯学習の在り方について

### 【教育長答弁】

生涯学習、スポーツの世界においても、新型コロナウイルス感染症によりその活動の機会を大きく損なう結果となりました。もともと多くの人が集い、仲間同士で行う活動も多く、その場を失ってしまいました。

この2年間のコロナ禍において、世界的にもスポーツではオリンピックが東京と、北京で開催されております。これらの大会では多くの人が大きな感動を与えてもらえたのではないでしょうか。私もその一人ですが、改めてスポーツの大切さを知ることができました。

文化もスポーツも人間にとてその有用さが再認識され、こうした状況だからこそ、何とか開催へと多くの人が望んでいたこともあります。

市では、コロナに対応する手段のひとつとして、全公民館に高速インターネット回線を配備することができました。今後は、こうした設備を有効利用し、オンラインで行う新しい形の講座やイベントなども取り入れながら、生涯学習やスポーツのすそ野を広げていけるよう検討し、進めていきたいと考えております。

【質問者】 松原 たかし【令和あさひ】

【質問事項】 1 感染症対策の充実について

## (2) 学校や保育園での対応内容について

### 【教育長答弁】

学校現場での感染予防対策として、感染リスクの高い授業や部活動を極力控え、給食についても全員同じ方向での黙食に努めてきました。

臨時休校等を行った場合には、子どもたちの学びの支援としてタブレット端末などを活用した学習支援を行うように努めるとともに、さらなる感染拡大を防ぐためにも子どもたちの健康観察も行っております。

また、教職員については、ワクチン接種を早期に実施できるよう、市などへも依頼し、実施してきたところでございます。

今後も新型コロナウイルス感染症については、子どもたちの学びを止めることができないように学校の教育活動をすすめてまいりたいと考えております。

## 2 「こどもは宝」について

### (1) 教育環境の整備について

### 【市長答弁】

小中学校の施設整備につきましては、これまでの議会におきましても、各会派から要望をいただきしており、私としましても、国への要望活動などにより補助金を確保し、着実に事業を進めてまいりました。皆様にご理解いただき、教育環境の整備が着実に進んでいることに、この場をお借りしまして、御礼申し上げます。

中でも空調設備に関しては、近年の猛暑に加え、感染症への対応もあり、普通教室への整備に続き、特別教室も計画的に進めており、その後は学校体育館へと進めていくことを予定しております。

なお、特別教室につきましては、今後2か年での整備を予定しておりますが、学校体育館につきましては、授業や部活動のほか学校行事、学校開放など利用頻度が高く、避難所としての役割もあり、全小中学校12校への整備となることから、整備していく内容や順番なども計画する必要があります。

そのため、来年度は、まず学校体育館における学習環境や、避難所環境として有効な設備の検討を進めていきたいと考えております。

### (2) いじめや不登校対策の推進について

#### 【教育長答弁】

昨今、いじめや不登校の問題の中で、とりわけ不登校となる児童生徒数はコロナ禍も相重なり、増加の一途をたどっております。不登校は、一度なってしまうと復帰するのも難しいのが現状です。不登校気味の段階、不登校になってからの段階、さらに発達段階に応じてその対策が必要となってきます。

そこで、昨年10月より中学校に対して、別室登校をサポートするための職員の配置や、小学校低学年に対する学習をサポートする教員の配置日数を増やしたり、不登校児童生徒の親の集いなども行ってまいりました。

また、いじめに対しては、どんな小さなことでも丁寧に対応するために各学校に対して確実な認知を行うように指導を行っております。さらには、スクールカウンセラーなどの相談体制も整えてきております。

いじめも不登校も早期の対応が大切です。未然に防ぐことを第一として対策を講じていくとともに、学校や家庭と連携して、その解決に努めてまいりたいと考えております。

### (5) 少年少女発明クラブの充実について

#### 【市長答弁】

本市では、市制50周年を記念して、おととしの4月に、「尾張旭市少年少女発明クラブ」を発足いたしました。

当クラブでは、科学技術に親しみながら、楽しく「ものづくり」に取り組む機会を提供するとともに、自分で考え、工夫し、発明ができる創造性豊かな子どもたちを育てていきたいと考えております。

また、子どもたちの成長を地域ぐるみで支援することも目指しており、クラブ指導員や、市民ボランティアをはじめ、商工会を通じ、市内企業の皆様にご協力をお願いしているところでございます。

ただ、残念なことに、発足当初からコロナ禍に見舞われ、クラブ員の募集や、カリキュラムの編成が思うように進んでいない状況が続いております。しかし、このような中でも、今年度は100人を超える応募があり、子ども達は目を輝かせ、イキイキと活動しております。

今後も、クラブ活動の充実を図ってまいりますので、我がまち尾張旭から、「ものづくり愛知」を担う子どもたちが育ち、未来を支える人材になってくれることを期待しております。

## 3 「健康は宝」について

#### (4) 総合体育館への空調設備の導入について

##### 【市長答弁】

総合体育館への空調設備の設置につきましては、議会質問でも度々取り上げられており、私も議員時代から必要と考え、何とかできないものかと模索してきました。

これまで学校施設の整備を優先して進めてきましたが、コロナ禍をきっかけに、改めて総合体育館の状況を見て、換気の大切さを肌で感じ、少しでも早く、熱中症への対策を進めなければと考えるようになりました。

そうした中、学校の空調整備に一定の目処が立ってきたため、災害時を含めた利用者の皆様を、熱中症から守るための設備を、早期に設置したいと考えております。

##### 個人質問

##### 答弁

〔質問者〕 市原 誠二〔市民クラブ〕

〔質問事項〕 3 オンライン授業の出席者も出席扱いとすることについて

(1) 尾張旭市の小中学校におけるオンライン授業の出席の取扱いについて

##### 【教育長答弁】

コロナによる出欠の基本的な取扱いについては、文科省からその都度示されてきました。新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒については、指導要録の記載は、出席停止・忌引き等の日数で記載するよう通知が出されています。この中には、風邪症状によるコロナの疑いも含み、欠席でなく出席停止・忌引き等になったことだと認識しております。

ただし、オンライン授業が進む中、その取扱いも変更されてきており、①同時双方向型のオンラインを活用した学習指導又は②課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同志の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導をしたと校長が認める場合は、その旨を記載し出席扱いにすることとなっております。

こうした扱いはフリースクールでの学習においても学習計画に沿った内容が実施されると校長が認める場合について同様な取扱いをすることとなっております。

現在のところ、一部の補完的なオンライン授業の段階でありますので、こうした扱いはできないものと判断しております。

(2) 高等学校入学者選抜等における調査書のオンライン授業出席の取扱いについて

##### 【教育長答弁】

新型コロナウイルス感染症の影響により高等学校入学者選抜等における調査書の取扱いについては、文科省から示されているところでございます。その記載内容にもありますように、実施者は、受験生・保護者が不安を感じることがないよう特段の配慮を求めております。

なお、ご質問の調査書において、出欠席についての記載は、欠席数のみを記載するため、通常の出席日数やコロナ関係により欠席した出席停止・忌引き等の日数については、記載されないことから不利益な扱いとなることはないと考えます。

(3) オンライン授業の出席を「出席扱い」とすることについて

##### 【教育長答弁】

コロナの影響だけでなく、不登校での学びの保障といった点を考えていきますと、これまでのように学校に来た時のみを出席とするといった扱いにすることから、学習計画等に沿った学びが、学校以外でも行うことができるようなれば、そうした点からも、出



声を同期させて読むことができるものであり、通常のデジタル教科書には、書かれている文字を読み上げる機能はついておりませんので、その点が大きく異なる部分になります。

一方で、通常のデジタル教科書は資料の拡大ができるだけでなく、資料等にリンクが張り付けられており、必要な情報を得ることができるようになっており、子どもたちが必要に応じて学びを拡大していくことができるようになっております。

デイジ一教科書の有効性につきましては、平成25年の定例会での答弁と現在も同じ考え方でございます。主に識字障がいのある子どもたちに有効な教科書であり、その活用については、子どもたちの障がいの状況に応じてどのように導入していくのかを判断しなければなりません。

しかしながら、国の研究も進んできており、様々な障がいのある児童生徒への活用も事例として報告されてきています。デジタル教科書の普及が全国的にみても優先されてきている状況からも、本市においてもまずは、デジタル教科書の活用を進めていきたいと考えております。その段階で、支援学級などでの活用も再度検討をしていきたいと考えております。

#### (6) 不登校児童生徒への学習支援への活用について

##### 【教育長答弁】

これまで、不登校児童生徒については、各校で紙媒体により課題を提供するなどの方法で学習支援をしてまいりました。タブレットを活用することにより、学習課題の提供はもちろんのこと、家庭での状況も確認しやすい環境となってきております。

さらに、オンライン学習環境が整えば、学校に行きづらい状況であっても、教室で授業を受けているのと近い状況で授業に参加できることにもなり、こうした活用は効果的に学習支援につながって行くものと考えております。

一部では不登校へのタブレットの活用も始めてきておりますが、今後は、全体での学習支援以外に、こうした不登校への対応も充実していきたいと考えております。

### 2 登下校の安全対策について

#### (1) 登下校時の安全対策の現状について

##### 【教育部長答弁】

児童生徒が登校をする時間帯は、通勤時間帯とも重なるため、通学路における交通量は日中よりも多い状況となります。そのような中、小学校においては、交通事故等のリスクを軽減するために、居住地域ごとに通学団を編制し登校させるとともに、地域の方によるスクールガードなどで、見守り活動を行っております。中学校においては、できるだけ近所の生徒たちで固まって登校するように指導しております。

次に、下校時の現状ですが、小学校においては、下校時間に合わせ、スクールガードの方に見守り活動をお願いしております。

また、学年や所属している部活動等の関係で、下校時間が異なっているため、同じ方面に帰宅する子どもで固まって下校するように指導をしております。

各学校では、隨時、児童生徒の登下校の安全のための指導を行っております。

#### (2) 登下校時の防犯対策の現状について

##### 【教育部長答弁】

登下校時における児童生徒の安全確保のためには、交通安全の視点だけでなく、不審者などに遭遇し、犯罪に巻き込まれてしまう可能性もあり、防犯の視点からの安全対策も必要であります。

そこで、各学校では、児童生徒の発達段階に応じて、不審者等に遭遇した場合の対応についての指導などの防犯教育を行うとともに、子ども110番やかけこみ110番についての周知も行っております。

また、小学校1年生の入学時に、安全対策として防犯ブザー、黄色の帽子、黄色のランドセルカバーの配付も行っております。

### (3) 部活動における登下校時の安全対策について

#### 【教育部長答弁】

部活動の下校時は、授業終了後の下校時刻よりも遅くなるとともに、下校する人数も限られます。そのため、児童生徒が交通事故や犯罪に巻き込まれないためにも、集団で下校するように指導をしております。

中学校では、安全対策の一つとして、部活動の終了時刻について、下校中に日没となるないようにしております。

今後とも児童生徒が安全に下校ができるように指導を行ってまいります。

### (6) 「地域の連携の場」について

#### 【教育部長答弁】

関係機関との連携を図るため、通学路安全点検を実施する体制として「尾張旭市通学路安全推進会議」を設置しています。

年1回、守山警察署、尾張建設事務所、学校、市PTA連絡協議会、市民活動課、土木管理課、教育委員会が一同に会し、市内の通学路について合同で点検する場を設けています。

関係者が集まり、点検箇所を実際に見て、交通安全や防犯の視点から意見交換、調整を行っておりますが、道路や交差点などの状況からハード的な対応が困難な事例もあります。そのような場合でも、通学路を一部変更するなど対策を講じており、この会議が児童生徒の安全確保に繋がっていると考えております。

### (7) 通学路の緊急合同点検の結果について

#### 【教育部長答弁】

通学路の合同点検の結果と対応ですが、その一例として、主に交通安全対策になりますが、グリーンラインの塗装劣化に対して、順次、塗り直しを実施し、また、見通しが悪い道にスピード注意の看板を設置したことなどがあります。

一方で、歩行者用信号機の設置の要望に対しては、歩行者の滞留場所がないため設置ができないといった結果もありました。また、歩道が無いような危険な場所については、その付近でガードレールのある道や安全である道を通るよう提案される場合もありました。

### (8) 防犯グッズについて

#### 【教育部長答弁】

現在、小学校入学時に、交通安全や防犯対策として、遠方からも目立つ、黄色の安全帽子やランドセルカバー、防犯ブザーを配付しております。

近年、ICT化の進展により、ICタグなど様々な防犯グッズもありますので、今後、児童生徒の安全確保の観点から、研究していきたいと考えております。

〔質問者〕 谷口 武司〔令和あさひ〕

〔質問事項〕 1 小中学校保護者連絡システムについて

#### (1) 導入の目的と期待していた効果について

#### 【教育部長答弁】

令和3年11月から本格稼働した保護者連絡システムは、これまでの安心安全メールに代わるシステムとして導入したもので、災害時等の緊急連絡、学校や教育委員会からの連絡配信、児童生徒の欠席連絡、アンケート機能を有した保護者連絡用のシステムです。

これまで、紙や電話、メールで行っていた保護者と学校の連絡を、デジタル化、双方





## (1) 小中学校の学級閉鎖、休校について

### ア 状況について

#### 【教育部長答弁】

令和2年2月ごろから日本国内で感染拡大をしてきた新型コロナウイルス感染症ですが、本年1月からの感染第6波では、子どもたちへの感染が非常に拡大し、小中学校への影響も大きくなりました。

市内の中学校では、第5波までは感染拡大が心配されたため、短縮授業等は行いましたが、校内で感染者が増えて臨時休校等を行うことはありませんでした。

しかしながら、第6波においては、これまでに10校が、臨時休校や学級閉鎖等を行うこととなりました。臨時休校した学校は、小学校4校、中学校2校となります。また、学級・学年閉鎖をした学校は、小学校7校、中学校1校となります。

また、小中学生の感染者は、第6波だけで300名を超える人数となっております。児童生徒の約4%強が感染したことになります。

### イ 基準について

#### 【教育部長答弁】

学級閉鎖等の基準につきましては、インフルエンザの場合の基準とは異なっており、県の基準が2月17日付で改訂されており、現在の本市の基準も同様としております。

その内容は、学級に、「①感染者が3名以上判明する」、「②感染者、その感染者と濃厚接触者及び未診断の風邪等の症状を有する者が、合わせて学級の15%以上いる場合」、「③その他、設置者で必要と判断した場合」の条件のいずれかが該当した場合は、学級閉鎖となります。

また、複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学年閉鎖となります。

さらに、複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、臨時休校とすることとなっております。

なお、インフルエンザの場合の基準としましては、約2割の感染者により学級閉鎖としております。

### ウ 影響を受けている人への対応について

#### 【教育部長答弁】

新型コロナウイルス感染症に関わり、学校を休まざるを得ない子どもたちに対しては、タブレット端末の持ち帰えることなどで学習支援を行うようにしております。

また、臨時休校等を行った学校についても、子どもたちの学びを保障するためにできる限りの支援を行っております。

### エ 給食の中止について

#### 【教育部長答弁】

令和2年3月からの学校の一斉臨時休業の際は、全国で学校給食が中止され影響が大きく、国の学校臨時休業対策費補助金により本市に食材を納入している幾つかの業者に対し補償を行いました。現在は、国による同様の制度はありません。

今回の休校等の際には、食材を使用する日を翌日以降の献立に変更するなどし、納入業者にできるだけ損害を与えないように対応しておりますが、一部では市場の出ている途中であるため、食材がだぶついている状況も承知しております。

休校となりますと食数の変動が大きくなりますが、食品ロスを削減する取り組みとして、休日における休校等の決定であっても可能な限り納入業者に連絡を取り、炊飯の中止や学校への配送中止を依頼しております。あわせて食材の納入日の変更を依頼するなどの対応をしております。



年度は56名、平成29年度は67名、平成30年度は76名、令和元年度は85名、令和2年度は96名となっております。

なお、1月時点での不登校児童生徒数は、月7日以上の欠席者を対象とした市独自の集計では小学校47名、中学校108名で、小学校1・2年生については9名となっております。

## (2) 不登校の理由などについて

### 【教育長答弁】

不登校となる原因は、学校に係るもの、家庭に係るもの、本人に係るものなどそれぞれの状況によって異なってきます。具体的には、学業不振や学校・学級内での人間関係、家庭環境の変化や親子の関わり方、生活習慣の乱れ、そして無気力や不安など多岐にわたっております。

また、1つの原因から不登校になるのではなく、複数の原因が絡み合って不登校になることが多いのも現状であります。

## (3) 適応指導教室について

### ア 現在の利用者数について

### 【教育長答弁】

本市の適応指導教室「つくしんぼ」には、3月1日現在で27名の児童生徒が通室しております。内訳としては小学生が13名、中学生が14名となっております。

### イ 専門性について

### 【教育長答弁】

適応指導教室には3名の指導員がおります。指導員の内訳としては、市内小中学校の教頭OBの指導員と小学校と中学校での勤務経験のある指導員、養護教諭の免許を有している指導員の3名となっております。

3名の指導員によって、経験や専門性を生かした指導を行っております。

### ウ 運営方針について

### 【教育長答弁】

適応指導教室は、市内小中学校の児童生徒の中で、学校に登校できない子どもたちに、ひとりひとりの居場所を作り、基礎学力を身に付けさせ、自主性や社会性を育むことを目的としております。

また、自立への支援を行っていく中で、子どもたちが最終的に学校に復帰できることも目指しております。

なお、適応指導教室以外にも、学習支援やフリースクール等、様々なニーズに対応できる生徒の居場所の必要性が高まっております。不登校児童生徒へ寄り添った支援をしていくには、学校へ行きたくない場合に無理に学校への復帰を急ぐより、それらの居場所により、まずは社会との関わりを切らないようにすることが大切であると考えております。

## (4) 不登校児童生徒の専門的な支援について

### ア 多様な理由による不登校児童生徒への支援者の専門性について

### 【教育長答弁】

不登校については、未然に防ぐように手立てを講じていくことが何よりも大切であると考えております。また、不登校となる原因は多岐にわたっており、さらに複数の原因が絡み合い、その支援には多くの職員や関係機関が連携していくことになります。こうした複雑なケースでは、多くの職員が関わり、ケース会議等を開き、多様な視点で解決策を模索しながら対応することにしております。

一度不登校となると、中々復帰できない状況も多く、担任や臨床心理士などの専門家

であるスクールカウンセラーが関わることになります。また、問題を抱える児童生徒を取り巻く環境から、教育の分野に加え、社会福祉に関する専門知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーにより対応することもあります。

## イ 人材の育成について

### 【教育長答弁】

不登校の対応では、まず担任を中心に学校の職員が対応することとなります。しかしながら、多様化する不登校問題に対応するために、市内小中学校の12校の生徒指導担当者を中心に、いじめ・不登校対策委員会を組織し、市内の状況を共有するとともに、学校間の垣根を越えて市全体の対策についての協議を行っております。

また、毎年、不登校に対する研修会を開催し、日々、複雑化するこの問題に対しての研鑽を積んでおります。

学校としましては、複雑化し対応に困難な状況では、先ほどもお答えさせていただいたように、専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつなぎ対応をしております。こうした人材については、大学を中心に有資格者に向けた教育を実施しているのが現状であります。

## 2 ひとり親家庭などの不登校児童の居場所の支援について

### (2) 不登校の相談窓口について

#### 【教育長答弁】

不登校となった児童の相談窓口としては、まずは該当の児童生徒の普段の様子を一番把握している学級担任がその役割を果たすことになります。学級担任が原因等を把握し、保護者や本人と必要なやり取りを行い、不登校となった子どもや家庭が困らないよう支援を行っていきます。状況に応じて、スクールカウンセラーや心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーにもつないでまいります。

また、中央公民館内にある教育研究室内に3名の心のアドバイザーが在籍しており、そちらの相談窓口を紹介することもあります。

### (3) 福祉と教育の連携について

#### 【教育長答弁】

教育に関するごとに加え、児童生徒を取り巻く環境が影響しているなど複雑な支援を行うことが必要なケースについては、各中学校区に1名ずつ配置しているスクールソーシャルワーカーにより、関係機関と連携をとり対応していくことがあります。こうしたスクールソーシャルワーカーでの対応では、学校でケース会議を開催し、どのような機関と連携し、どのように対応していくのかを検討していくこととなります。

### (4) 不登校専門の相談窓口の一本化について

#### 【教育長答弁】

不登校となった場合や、不登校になりそうな場合など児童生徒のみならず保護者にとっても、相談場所は必要であります。まずは、状況を適切に把握している学校になると考えます。その上で必要であればカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家につないでいくことが重要であると考えております。

また、学校に相談しにくい場合もあると思います。あるいは、学校以外の意見やアドバイスを聞きたい場合もあると思います。そうした時、相談できる場所として複数の場所を紹介できる体制をとっております。

## 3 フリースクールへの市の補助や援助等について

### (1) 市内のフリースクールの件数と現状について

#### 【教育長答弁】

フリースクールは、何らかの理由で学校に通うことのできない子どもたちを受け入れ、生活面や学習の場を提供する場所となっております。運営については、個人やN.P.

○法人など民間の運営となるものです。市内にも類似した施設がありますが、当該施設を運営する団体がフリースクールとは言っていないこともあり、市内にはフリースクールは現状としてないのが実情でございます。

また、市内小中学校でフリースクールやそれに類似する施設に通っている児童生徒は15名となっております。

## (2) フリースクールへの補助や援助等について

### 【教育長答弁】

フリースクールへの補助等については、現在の制度下では難しいものであると考えます。フリースクールそのものの定義が定まっていないこと、補助をする以上はフリースクールで行う内容に基準など最低限の決まりが必要となると考えます。さらに、公金支出を伴うことにより、教育委員会がその内容について関与することからも現状のままで難しいと考えております。

## (3) 当市とフリースクールの連携や、今後について

### 【教育長答弁】

不登校の児童生徒であっても、学習や生活の状況なども家庭と連絡を取りながら確認しております。

フリースクールへ通っている児童生徒が在籍している学校においては、フリースクールと定期的に連絡を行い、学習状況などを共有し、そうした状況が確認ができた場合、学校長の判断で出席扱いとすることも行うことができます。

不登校の児童生徒にとっての支援として、学校に登校することだけにとらわれず、フリースクールなどと連携し、居場所づくりや、自立していくことも目指し、社会性を培つていけるよう引き続き支援していくことが大切であると考えております。

## 1 3月校長会議等について

### 1 3月校長会議

#### (1) 教育長

- 年度末を迎えて
  - ・中学校卒業式：無事に実施できた。
  - ・小学校卒業式：感染症対策等工夫を講じて実施する。
  - ・公立高校の入試に当たって：体調管理等を行い全力を尽くしてほしい。
  - ・人事異動：退職者に対して感謝の言葉と不注意な言動を慎むこと。
- 新型コロナウイルス感染症の状況等
  - ・児童生徒の感染症の広がり
  - ・小児（5～11歳）への新型コロナワクチン接種の開始

#### (2) 教育部長

- 3月定例会について
- 成年年齢の引き下げについて
- 健康朝食メニューコンテストの結果について
- 市内小学校区別犯罪認知件数について

### 2 学校の様子

- 新型コロナウイルス感染症の状況（第6波）
  - ・臨時休校：小学校4校、中学校2校
  - ・学級・学年閉鎖：小学校7校、中学校1校
  - ・児童生徒の感染者数：約450名（約6・3%）
- 小中学校卒業式
  - ・中学校卒業式（3月3日）、小学校卒業式（3月18日）
  - ・新型コロナウイルス感染症対策等行い、工夫をして実施し、思い出に残るよい卒業式となった。
- 卒業生を送る会・感謝の会
  - ・新型コロナウイルス感染症対策として、オンライン方式や校内放送など工夫し実施した。



## 1 後援・推薦行事について

令和3年度受付分

No	区分	催物名	会場	実施日	行事概要・趣旨	申請団体名等
50	後援	僕・私、未来の仕事フェスティバル！	尾張旭市スカイワードあさひ全館と前広場	令和4年5月5日 (木・祝)	観光・文化・芸術の振興に携わることを目的とするためイベントを開催する。また、小学生を対象にした仕事フェスティバルを同時開催する。	NPO女ぢから母ぢから会 代表 広田 世津子
51	後援	「渋沢栄一に学ぶ社会奉仕の道」講演会	尾張旭市文化会館	令和4年5月29日 (日)	尾張旭ロータリークラブ創立50周年記念事業にあたり、文化会館に寄贈した「からくり時計」と併せて、文化会館で評伝作家として著名な北康利氏による講演会を、50年間に亘る奉仕事業の理念と実績を広く市民に知って頂く事を目的として開催する。	尾張旭ロータリークラブ 会長 櫻井 雅博
52	後援	「親の役割ってなあ～に？」セミナー	瀬戸市文化センター	令和4年3月19日 (土)	親の立場で、子どもの将来の選択肢を広げる為の積極的な動機づけを目的とし、子育てをする親の人生を通して、子育ての方法論ではなく考え方を伝え、情報に流されず子育ての具体的な方法を家族で考えられるようになるため開催する。	一般社団法人暮らし振興支援機構 代表理事 大田 麻美
53	後援	さんすう教室無料体験会 楽しく計算してみよう	尾張旭瀬戸街道教室	令和4年2月26日 (土) から 3月26日 (土)	STEAM教育の啓蒙及び、理系教育の横断的な学びを通じて実社会で課題解決に役立つ人材育成貢献を促進するため開催する。	ヒューマンアカデミー株式会社 マネージャー 沼 夏樹

54	後援	バドミントン講習会	尾張旭市総合体育館	令和4年3月6日(日)	バドミントン技術の向上と楽しさを味わってもらい、さらに本市が目指す健康都市に相応しい地域の活性化となるよう講習会を防御対策を十分に行い開催する。	尾張旭市バドミントン連盟理事長 内田 春喜
55	後援	尾張旭の紙芝居「砂川話」オンライン上演会	オンライン(Youtube)開催	令和4年3月13日(日)から3月31日(火)	尾張旭の昔話を題材として、分かりやすいお話にして紙芝居として新しく作成。その紙芝居を使って読みきかせ会を実施し親や子、祖父母みんなでふるさとに親しみをもつききっかけ作りをしていくたい。昨今イベント開催が難しいため、Youtubeによる動画配信を行い気軽に視聴し地域のことを身近に感じてもらうため開催する。	はじめ良ければ尾張旭好しの会会長 村松 人美
56	推薦	体幹・かけっこ教室	総合体育館	令和4年3月21日(祝)	子どもたちの運動能力向上や運動不足解消の改善のため、バランストレーニングや走り方の教室を行う。	日本トレーニング推進協会 代表理事 山田 康明
57	後援	ヒューマンアカデミー ロボット教室 体験授業	尾張旭市文化会館	令和4年3月3日(木)から3月31日(木)	ロボット・プログラミング教育への認知向上に貢献し理系人材育成を促進する。	ヒューマンアカデミー株式会社 マネージャー 沼 夏樹

58	後援	第42回旭野吹奏楽演奏会	尾張旭市文化会館	令和4年3月26日 (土)	旭野高等学校在校生とOB・OGによる吹奏楽合同演奏会を通じて、日頃の練習の成果を地域の方に発表し、地域の文化活動に貢献する。	愛知県立旭野高等学校音楽部OB会会長 小嶋 哲也
59	後援	「ありがとうを贈ろう。」キャンペーン	—	令和4年5月1日 (日)から 12月31日(土)まで	ありがとう感謝との大切さを伝え、心豊かな社会になるため、大切な人へ贈るありがとうのメッセージを募集する。将来を担うこどもたちが、感謝することの大切さを育む一助となることを目的とする。	株式会社平安閣代表取締役社長 土田 直樹

許可件数10件（後援9件、推薦1件）

新規団体は番号の下に下線



## 1 特色ある学校づくりについて

### 1 概要

市内小中学校では、児童生徒の生きる力を育み、優れた個性を伸ばす教育を行うために、児童生徒や地域社会の実態を踏まえ、各学校が創意工夫を生かし積極的に「特色ある学校づくり」に取り組んでいる。

### 2 令和3年度の実績

学 校 名	特 色	実施内容
旭 小 学 校	「にじの森」「学習園」を活用した感性の育成	にじの森のビオトープ、学習園での学習活動
東 栄 小 学 校	違いを認めてともに生きる	小動物とのふれあい、道徳講演会、いじめ防止授業
渋 川 小 学 校	打ち囃子 ～伝統文化に親しみ、地域の方々との交流を通して～	お囃子講習会と音楽遊戯
本地原小学校	他者と関わりながらよく生きる子を育てる教育活動 ～明るく 正しく のびのびと本地ヶ原の本地っ子～	地域の力を活用した体験的学習、ストーリーテリング・棒の手など
城 山 小 学 校	地域（町・学校・人・自然・文化）とのふれあいの中で思いやりの心を育む	室町文化祭、命の授業
白 鳳 小 学 校	地域を知り、地域に学び、地域と共に歩む	地域防災、ざい踊り、棒の手
瑞 鳳 小 学 校	「人」「もの」「こと」と関わり合う、心の教育	馬頭琴の演奏、棒の手
旭 丘 小 学 校	豊かな心をもつ旭丘の子	栽培活動、読み聞かせ、心育て活動
三 郷 小 学 校	健康教育	花壇づくり、フッ素洗口、歯みがき指導、体力向上活動
旭 中 学 校	豊かなキャリアの育成	社会人に学ぶ会
東 中 学 校	「自分をつくる」キャリア教育の推進	マナー講座
西 中 学 校	「いのち」と真剣に向き合う地域社会の一員として自立した、生きる力を育む教育活動	キレイキレイ運動

### 3 令和4年度の計画

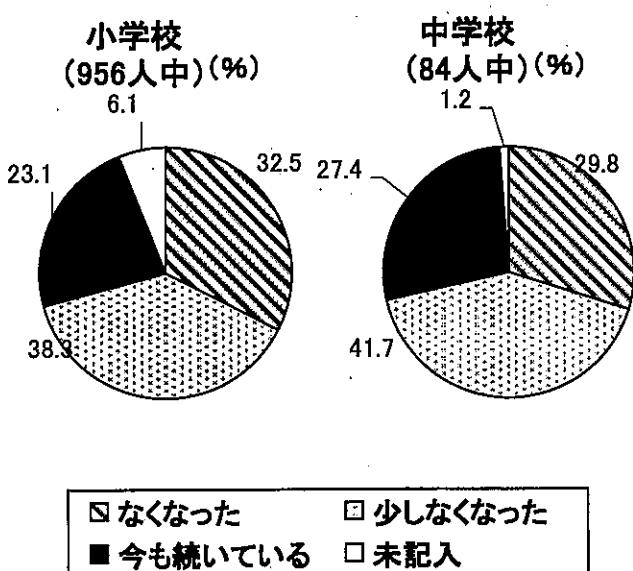
学校名	特色	実施内容
旭小学校	「にじの森」を活用した感性の育成 【継続】	にじの森、学習園を活用した学習
東栄小学校	違いを認めてともに生きる【継続】	小動物とのふれあい、いのちの授業、道徳講演会
渋川小学校	打ち囃子【継続】 ～地域の方々との交流を通して、伝統文化に親しむ～	音楽発表会
本地原小学校	他者と関わりながらよりよく生きる子を育てる教育活動【継続】 ～明るく 正しく のびのびと本地ヶ原の本地っ子～	棒の手、赤ちゃん訪問、馬頭琴演奏など
城山小学校	地域（町・学校・人・自然・文化）とのふれあいの中で思いやりの心を育む【継続】	室町文化・棒の手などの体験、城山公園や周辺での学習活動
白鳳小学校	地域を知り、地域に学び、地域と共に歩む【継続】	伝統芸能（ざい踊り、棒の手）の体験、地域防災学習
瑞鳳小学校	「人」「もの」「こと」と関わり合う、心の教育【継続】	心の教育、多世代交流、地域との交流
旭丘小学校	豊かな心をもつ旭丘の子【継続】	読書活動、栽培活動、通学班活動など
三郷小学校	健康教育【継続】	フッ素洗口、花壇づくり、命の学習など
旭中学校	豊かなキャリアの育成【継続】	社会人に学ぶ会、職場体験
東中学校	「自分をつくる」キャリア教育の推進【継続】	地域と連携したキャリア教育
西中学校	「いのち」と真剣に向き合う地域社会の一員として自立した、生きる力を育む教育活動【継続】	人権集会、スマホ安全教室、人生の先輩から学ぶ会、卒業生から学ぶ会など







## Q5：いじめはどうなりましたか



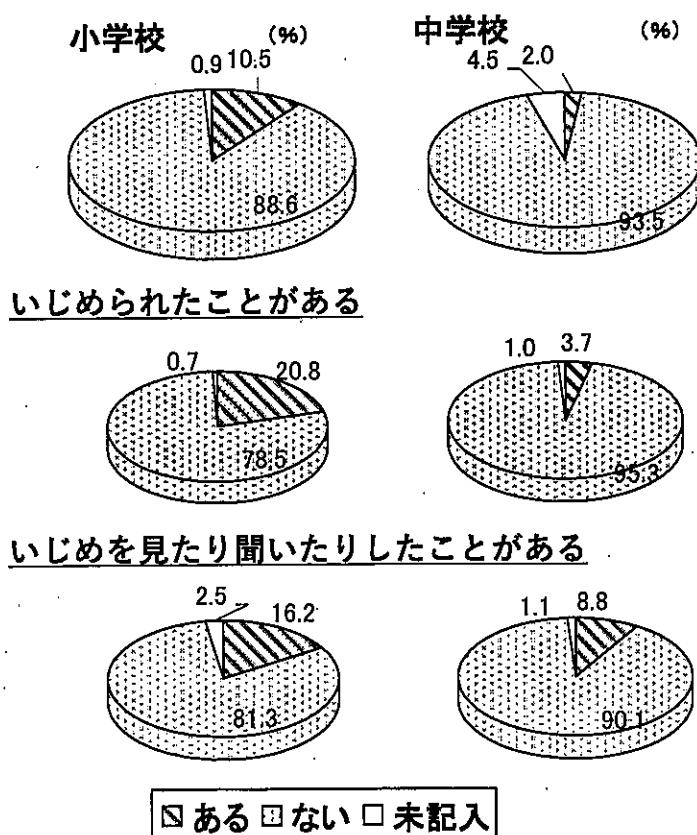
約30%の児童・生徒が「なくなった」と答えており、残りの約60~70%は、いじめが継続していると答えている。

いじめがいつから行われているのかにもよるが、本調査が2学期の中頃（1~11月）に行われていることを考えると、長い期間、不安やつらい思いを抱えてしまっていることが懸念される。

長い時間をかけて築かれた児童・生徒同士の人間関係であることを考えれば、一度や二度の指導で根本的に解決するのは難しいと考えるのが妥当である。

家庭や関係諸機関と密に連携を図りながら、定期的に加害児童・生徒とのその後の関係について聞き取りを行うなど、長期的に様子を観察する必要がある。

## Q6：今の学年でいじめをしてしまったことはありますか



令和2年度から、いじめの加害側についても調査を実施している。それぞれの割合は、昨年度と大きな変化はなかった。

被害意識と加害意識を比較すると、加害意識をもっている児童・生徒は約、被害を認識している児童・生徒のおおむね半数である。残りの半数は、被害児童・生徒を傷つけながら「自分の言動はいじめではない」と認識していることが分かる。

「いじめをしてしまった」と認識している児童・生徒については、次問のグラフのとおり、被害側が認知しているいじめの内容とほぼ一致している。

この調査を機に自己の言動をふりかえり、それがいじめにあたることを認識した児童・生徒がいることを考えると、本項目を追加した意味は大きい。

ただし、自分の言動が加害であったことを認識したことは読み取れるが、そこから反省し、行動を改めたかどうかまでは読み取ることができない点については、注意が必要である。



## 4 令和3年度尾張旭市教育論文審査結果について

### 令和3年度 尾張旭市教育論文応募者一覧

学校名	応募者名	教科領域	研究主題	結果
東栄小	大森 咲希	理科	問題解決の活動で「理科の見方・考え方」を働かせる児童の育成 —6年生てこのはたらきの授業を通して—	
渋川小	西川 尚吾	体育	自分の考えをもち、活動内容を工夫することができる児童を目指して —第1学年体育「走・跳の運動遊び」における3つの「しこう」に着目した実践を通して—	最優秀
瑞鳳小	細川 直弘	理科	一人一台ダブルエンド端末環境を活用した理科的な「見方・考え方」の育成 —小学校第3学年 理科の学習を通して—	
西中	安藤 美穂	国語	文書構成を意識して、根拠のある理論的な文章を書くことができる生徒の育成 —文章を書くことを楽しみながら、意欲的に取り組む姿勢を目指して—	
旭中	角谷 拓也	家庭	身につけた知識や技能の高まりを実感し、主体的に学びを深めようとする生徒の育成 —中学校第2学年技術・家庭科「コロナ禍における安全に留意した調理実習」の実践を通して—	優秀
西中	山本 美紀	特活	多様な他者と協働し、自己の生き方についての考え方を深めることができる子 —6年生特別活動（運動会「Beautiful」の実践を通して）—	佳作

- ◎ 尾張旭市教育フォーラム 令和4年8月24日(水)  
○ 口頭・紙上発表(2名) 西川 尚吾(最優秀 渋川小)  
○ 紙上発表(1名) 角谷 拓也(優秀 旭中)  
○ 紙上発表(1名) 山本 美紀(佳作 西中)

## 5 区域外就学・指定学校変更の許可基準の一部改正について

区域外就学・指定学校変更の許可基準の一部改正を行います。

### 区域外就学・指定学校変更の許可基準

この基準は、尾張旭市教育委員会が学校教育法施行令第8条及び第9条の規定に基づき、区域外の就学及び指定学校の変更の許可をすることができる範囲を定める。

	許可基準	許可期間	申請書類等
1	保護者の就労等により、指定学校へ就学すると留守家庭児童となるため、保護者の勤務地又は保護者に代わる者（祖父母等）の居宅のある学区の学校に就学する場合	学年末まで	指定学校変更申請書 ・留守家庭になる事情が明らかとなる書類（勤務先の就業証明書等）
2	住所を移転する場合で、次の理由により引き続き従前の学校に就学する場合 (1) 小学校6年生又は中学校3年生が住所を移転するとき (2) 1学期始業式以後に住所を移転する場合で、引き続き従前の学校に就学するとき (3) 居宅の建替えのため、一時的に学区外へ住所を移転する場合で、引き続き従前の学校に就学するとき	(1) 卒業まで (2) 学年末まで (3) 居宅の引き渡し時期まで	区域外就学申請書 指定学校変更申請書 ・(3)の理由によるときは、建替えであることが明らかとなる書類（建築申請、契約書等）
3	住所の移転が確定していて、その時期が学期の途中となる場合で、当該学期の当初から移転先の学校に就学するとき	学期当初から移転予定日まで	区域外就学申請書 指定学校変更申請書 ・転居が確実に行われることが明らかとなる書類（建築申請、契約書等）
4	通学区域変更前の通学区域の学校に就学を希望するとき	卒業まで	指定学校変更申請書
5	その他、教育委員会が特別の事情があると認める場合	（事情に応じて判断）	区域外就学申請書 指定学校変更申請書 その他、事情に応じた書類

（施行期日）

- 1 この基準は、令和4年4月1日から施行する。  
(準備行為)
- 2 この基準による改正後の区域外就学・指定学校変更の許可基準による許可に関し必要な手続及びその他の行為は、この基準の施行の日前においても行うことができるものとする。



# 1 令和3年度第2回尾張旭市学校給食運営委員会書面決議の結果について

## について

### 1 開催方法

書面開催

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、対面による会議開催が困難であったため、令和4年2月17日(木)開催予定であった第2回学校給食運営委員会を書面開催へ変更した。

### 2 報告事項

- (1) 令和3年度学校給食実施状況について(令和3年12月1日現在)
- (2) 令和3年度学校給食センター食育事業(4月～12月)について

### 3 協議事項〔主な内容〕

- (1) 令和4年度学校給食センター事業計画について
  - ア 給食の実施方針
  - イ 行事食の実施
  - ウ アレルギー対応給食の実施 等
- (2) 令和4年度学校給食センター食育事業計画について
  - ア 食育推進講演会
  - イ 親子料理教室
  - ウ 給食献立募集 等

### 4 審議の結果

原案どおり承認された。

### 5 その他

- (1) 他市の学校給食のアレルギー対応について調査結果を報告
- (2) 市内小中学生の食物アレルギーについて調査結果を報告



# 1 令和3年度尾張旭市文化財保護審議会の実施結果について

## 1 日時

令和4年2月7日（月）午後2時から午後4時まで

## 2 場所

尾張旭市役所 302・303会議室

## 3 議題

### (1) 令和3年度 文化財保護関連事業の実績等について

#### ア 無形民俗文化財保護育成事業

- ・無形民俗文化財保存会・後継者報償事業の状況
- ・市制50周年記念事業「警固」の中止
- ・出張企画展（市役所）、市ホームページに「警固」動画掲載
- ・市制50周年記念事業「伝統芸能発表会」（文化会館自主事業）

#### イ 史跡等保存公開事業

- ・収蔵庫への寄贈品受入れ状況
- ・歴史民俗フロア等展示事業

民具・考古企画展、歴史民俗フロア mini 民具企画展、特別企画展

- ・市制50周年記念特別企画展
- ・「三宅家住宅」国登録有形文化財（建造物）への登録について
- ・「新居1～3号窯」埋蔵文化財確認調査の実施
- ・史跡めぐり・郷土の歴史講座・オリジナル尾張旭ふるさとカルタを作ろう！の開催
- ・学校との連携

歴史・文化財に関する資料の配布

文化財見学…白鳳小（どうだん亭）、旭中・本地原小（印場大塚古墳）

#### ウ どうだん亭維持管理事業

- ・どうだん亭伝統文化講座の開催
- ・一般公開の実施状況、貸館利用状況

### (2) 市指定文化財第9号「狩宿郷倉」修繕について

- ・壁板の経年劣化による修繕を令和4年度に予定

### (3) 今後の文化財保護の活動について

#### ア 令和4年度実施予定事業

- ・指定無形民俗文化財保存会活動の活性化

#### イ 今後の文化財保護活動案

- ・星合信令氏の大規模展示





6 主査級（1名）

異動後	氏名	異動前
都市整備部都市計画課三郷駅周辺整備推進室	前川諒	教育政策課

7 主事級（4名）

異動後	氏名	異動前
都市整備部下水道課	若杉佳彦	生涯学習課
教育政策課	生津光彬	総務部財政課
生涯学習課	山田昂平	総務部収納課
議会事務局議事課	岡田恭輔	文化スポーツ課

8 労務職（0名）

異動後	氏名	異動前
—	—	—

9 再任用職員（0名）

異動後	氏名	異動前
〈一般事務職等〉	—	—
—	—	—
〈労務職〉	—	—
—	—	—

10 新規採用職員（1名）

配属先	氏名	備考
文化スポーツ課	藤阪倭人	—

11 新規再任用職員（1名）

配属先	氏名	備考
〈一般事務職等〉	—	—
生涯学習課	石坂清二	市民生活部市民活動課併任

1.2 退職・派遣終了者（0名）

所 属 名	氏 名	備 考
—	—	—

1.3 再任用任期満了者（4名）

所 属 名	氏 名	備 考
生涯学習課	平野 良子	市民生活部市民活動課併任
生涯学習課	庭野 正行	—
生涯学習課	松原 純一	市民生活部市民活動課併任
生涯学習課	太田 浩	市民生活部市民活動課併任

## ○部・課長級職員配置状況

教育委員会 ————— 教育長

事務局 —————

教育部長 三浦 明  
管理指導主事  
△伊藤 彰浩

管理指導主事  
△(県教育委員会職員)

教育政策課長  
学校教育課長  
指導主事(主幹)  
学校給食センター所長

生涯学習課長  
図書館長  
文化スポーツ課長  
文化スポーツ課主幹

由島 祥三  
△田中 健一  
寺田 泰次郎

松原 友雄  
△鈴木 直子  
三浦 明美

## ○課長補佐・係長級職員配置状況

教育委員会 ————— 教育長

事務局 ————— 教育政策課

学校教育課  
学校給食センター  
生涯学習課  
図書館

教育施設係  
副主幹  
学校指導係  
庶務係  
学校給食係  
生涯学習係  
公民書館係  
副主幹  
文化振興係  
スポーツ課

坂田 みどり  
加藤 刷  
△矢野 嘉通

○…昇任者  
△…異動者  
\*…課長補佐兼務  
【】…前任者

中川 輝顯  
稻田 忠浩  
稻生 さより  
阪 良子  
松原 幸平  
國光 盛夫  
森 永 久美  
浅見 貢子  
戸田 慎也  
森下 佳美  
松下 恵子  
△加茂 恵司郎  
△(主幹兼務)

○…昇任者  
△…異動者  
\*…課長補佐兼務  
【】…前任者

○…昇任者  
△…異動者  
【】…前任者

第6号議案

尾張旭市スポーツ推進委員の委嘱について

下記の者を尾張旭市スポーツ推進委員に委嘱するため、尾張旭市教育委員会事務委任規則(昭和55年教育委員会規則第6号)第3条第1項第7号の規定に基づき、付議するものとする。

令和4年3月23日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

記

氏名	年齢	住所	所属団体等	新任・再任の別
秋田雅史	49歳	尾張旭市三郷町中井田 121番地	スポーツクラブ あさぴー サブ マネージャー	再任
浅見俊哉	36歳	尾張旭市白鳳町一丁目 61番地3		再任
足立文明	72歳	尾張旭市東栄町一丁目 15番地25		再任
岩橋三枝	59歳	尾張旭市向町三丁目 6番地11	スポーツクラブ あさぴー 監事	再任
岡本啓子	60歳	尾張旭市吉岡町一丁目 3番地15		再任
加藤省吾	66歳	尾張旭市北山町北山 121番地1	スポーツクラブ あさぴー クラ ブマネージャー	再任
鐘ヶ江勝晴	53歳	尾張旭市旭ヶ丘町森 63番地6		再任
木田雅子	49歳	瀬戸市西長根町 40番地21		再任
小林文子	55歳	尾張旭市城前町四丁目 3番地12		再任

鈴木一平	47歳	尾張旭市白鳳町二丁目 10番地	尾張旭市スポーツ協会 常任理事	再任
寺尾博哉	62歳	尾張旭市東印場町二丁目 2番地28		再任
中尾高子	48歳	尾張旭市城山町城山 4番地21		再任
長坂三喜代	54歳	名古屋市守山区吉根 三丁目824番地		再任
永野博	73歳	尾張旭市北原山町鳴漱 1726番地1		再任
濱地智英	47歳	尾張旭市平子町中通 277番地		再任
福嶋喜美子	65歳	尾張旭市旭ヶ丘町長洞 5901番地2	スポーツクラブ あさぴー サブ マネージャー	再任
二村誠	43歳	名古屋市守山区小幡 三丁目24番10号		再任
古市みゆき	57歳	尾張旭市北原山町鳴漱 1726番地1	市民公募	新任
三浦雅子	61歳	尾張旭市印場元町五丁目 3番地8		再任
森下鐘一	71歳	尾張旭市渋川町一丁目 13番地3		再任

任期 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

#### 提案理由

この案を提出するのは、令和4年3月31日で任期満了となる尾張旭市スポーツ推進委員に上記の者を委嘱するため必要があるからである。

## 第7号議案

尾張旭市学校運営協議会規則の制定について

尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和55年教育委員会規則第6号）第3条第1項第8号に基づき、付議するものとする。

令和4年3月23日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河村晋

### 提案理由

この案を提案するのは、尾張旭市学校運営協議会を設置するため必要があるからである。

### 尾張旭市学校運営協議会規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、尾張旭市学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (目的)

第2条 協議会は、尾張旭市立小中学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、尾張旭市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画並びに保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

#### (設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合は、2以上の学校について共同で協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

#### (学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は対象学校の校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目標を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援等に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童生徒の保護者等の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 対象学校の所在する地域の住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長その他の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該対象学校の校長から意見を聴取するものとする。

3 教育委員会は、委員の辞職等により欠員が生じた場合は、新たに委員を任命することができる。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項及び法令に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない行為を行うこと。

- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(謝礼)

第11条 委員に対する謝礼は、教育委員会が別に定める。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が対象学校の校長と協議の上招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、対象学校の校長と協議の上、委員以外の第三者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第14条 会議は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第15条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るために、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人からの辞任の申出があった場合
- (2) 第9条の規定に違反した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する理由があると認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 第8号議案

尾張旭市立小中学校管理規則の一部改正について

尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和55年教育委員会規則第6号）第3条第1項第8号の規定に基づき、付議するものとする。

令和4年3月23日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河村晋

### 提案理由

この案を提案するのは、学校評議員を廃止し、所要の整備を図るため必要があるからである。

### 尾張旭市立小中学校管理規則の一部を改正する規則

尾張旭市立小中学校管理規則（昭和54年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(学校評議員)	
第11条の3 学校に、学校評議員を置くことができる。	
2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。	
3 学校評議員は、所属職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。	
(主幹教諭)	(主幹教諭)
第11条の4 (略)	第11条の3 (略)

### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。



## 第9号議案

尾張旭市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和55年教育委員会規則第6号）第3条第1項第8号の規定に基づき、付議するものとする。

令和4年3月23日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河村晋

### 提案理由

この案を提案するのは、尾張旭市学校運営協議会設置に伴い、学校教育課の分掌事務を見直すため必要があるからである。

### 尾張旭市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

尾張旭市教育委員会事務局組織規則（平成17年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 前			改 正 後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
課	係	分掌事務	課	係	分掌事務
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
学校教育課	学校教育係	1 (略) 2 <u>学校評議員に関すること。</u> 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 (略) 7 (略) 8 (略)	学校教育課	学校教育係	1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 (略) 7 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
庶務係	1~5 (略) 6 (略)	(略)	庶務係	1~5 (略) 6 <u>学校運営協議会に関すること。</u> 7 (略)	(略)

(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

## 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。